

最高裁判所 御中

ベトナム人技能実習生リンさんの無罪判決を求める署名

2020年11月15日ベトナム人技能実習生のリンさんが双子の赤ちゃんを独りで死産しました。「妊娠が知られたら、帰国させられる」という恐れから、誰にも相談できず、一人で悩みながら仕事を続けるうちに、早産したのです。出産の痛手と死産のショックのなかで、リンさんは子どもに名前をつけ、弔いの言葉を添えて、タオルでくるみ、箱に入棺し安置しました。翌日11月16日午前中そのままの状態です。リンさんは病院へ連れていかれました。この約24時間のリンさんの母としてしたことが、死体遺棄罪に問われています。2021年7月20日、第一審の熊本地方裁判所は、「私は、子どもの遺体を捨てたり、隠したり、放置していない」として無罪を主張するリンさんに対して、これが死体遺棄にあたるとして「懲役8月、執行猶予3年」の有罪判決を言い渡しました。リンさんは、7月27日にこの有罪判決を不服として福岡高等裁判所に控訴しました。そして、2022年1月19日福岡高等裁判所は、原審判決を破棄しましたが、「懲役3月、執行猶予2年間」に減刑する有罪判決を言い渡しました。リンさんは、無罪判決を求めて最高裁判所に同年1月31日に上告しました。

現在日本では、40万人近くの技能実習生を受け入れており、その技能実習生の方々の労働によって、日本の多くの人々の暮らしが支えられています。しかしながら、技能実習生には、人として保障されているはずの職業選択や居住移転の自由、日本で妊娠や出産する自由が実質的に認められておらず、海外の諸外国からも、「現代の奴隷制度」として批判されています。また、今回の判決が確定するようなことになれば、技能実習生のみならず、日本で孤立出産し死産した女性が刑事罰の対象になりかねません。さらに、この問題は女性から労働・リプロダクティブの権利を奪い、また出産子育ての責任を女性一人に背負わせる日本社会のジェンダー不平等の表れでもあります。私たちは、リンさん一人を犯罪者として罰することでこの問題を終わらせたくありません。私たちは、リンさんは無罪であると考え、控訴審判決を破棄したうえで無罪の判決が言い渡されることを求めます。

氏名	住所
	道・都 府・県
	道・都 府・県
	道・都 府・県
	道・都 府・県
	道・都 府・県

署名集約先 ベトナム人技能実習生リンさんの裁判を支援する会

〒861-0104 熊本県熊本市北区植木町今藤1140-1

FAX 096-273-1917 携帯電話 090-2850-9335

Eメール rinsanhamuzai@gmail.com

呼びかけ団体

ベトナム人技能実習生リンさんの裁判を支援する会

コムスタカー外国人と共に生きる会

医療法人聖粒会慈恵病院

NPO 法人熊本 YWCA

リンさんの刑事裁判弁護団